

勸

告

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

イ 令和3年12月期の支給割合

(イ) (ロ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあつては、0.625月分）とすること。

(ロ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。

ロ 令和4年6月期以降の支給割合

(イ) (ロ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分）とすること。

(ロ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

(2) 昇給制度

55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した職員（当該年齢に既に達している職員を含む。）に関する当該

年齢に達した日の属する年度の翌年度以後における昇給について、職員の給与に関する条例第5条第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のロ、2の(2)及び3の(2)については令和4年4月1日から、1の(2)については令和5年4月1日から実施すること。